

大阪府議会情報公開条例及び大阪府議会の保有する 個人情報の保護に関する条例の改正について

【趣 旨】

- ◆ 刑法等（※ 1）において、懲役及び禁錮を廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、規定の整備を行う。
- ◆ マイナンバー法（※ 2）において、マイナンバー及びマイナンバーカードに関する所要の改正等がされることに伴い、規定の整備を行う。

※ 1 「刑法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 6 7 号）

及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和 4 年法律第 6 8 号）

※ 2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」平成 2 5 年法律第 2 7 号）

【主な改正内容】

（大阪府議会情報公開条例）

- ・ 「懲役」を、「拘禁刑」に改める。（第 38 条関係）（刑法等一部改正）

（大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例）

- ・ 「懲役」を、「拘禁刑」に改める。（第 63 条関係ほか）（刑法等一部改正）
- ・ マイナンバー法の引用条文の条項ズレを修正（第 2 条関係ほか）
（マイナンバー法一部改正）
- ・ その他、文言調整（第 18 条関係ほか）

【施行期日】

- ・ 公布日（その他、文言調整））
- ・ 令和 7 年 4 月 1 日（マイナンバー法の一部改正に伴うもの）
- ・ 令和 7 年 6 月 1 日（刑法等の一部改正に伴うもの）

大阪府条例第 号

大阪府議会情報公開条例及び大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
(大阪府議会情報公開条例の一部改正)

第一条 大阪府議会情報公開条例（平成十二年大阪府条例第百五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第三十八条 第三十一条の規定に違反して秘密を洩らした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第三十八条 第三十一条の規定に違反して秘密を洩らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)
第二条 大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年大阪府条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第二条 (略) 2―9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。第十三条第五項において「番号利 用法」という。)第二条第八項に規定する特定個人情報 をいう。 11―13 (略) (利用及び提供の制限) 第十三条 (略) 2―4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号までの規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 (略) (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第十八条 (略) 2 (略) 一 (略) イ 議会の議員若しくは議員であつた者又	(定義) 第二条 (略) 2―9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第 二条第八項に規定する特定個人情報 をいう。 11―13 (略) (利用及び提供の制限) 第十三条 (略) 2―4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号まで及び第三十条の規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 (略) (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第十八条 (略) 2 (略) 一 (略) イ 議会の議員若しくは議員であつた者又

は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) 二・三 (略) 三・四 (略) (開示請求権) 第十九条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。 (訂正請求権) 第三十二条 (略) 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。 (訂正請求の手續) 第二十三条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 4―6 (略) (利用停止請求権) 第三十九条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を随時請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 一・二 (略) 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。 (利用停止請求の手續) 第四十条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当	は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) 二・三 (略) 三・四 (略) (開示請求権) 第十九条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求(以下この章及び第五十九条において「開示請求」という。)をすることができる。 (訂正請求権) 第三十二条 (略) 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第五十九条において「訂正請求」という。)をすることができる。 (訂正請求の手續) 第二十三条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 4―6 (略) (利用停止請求権) 第三十九条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を随時請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 一・二 (略) 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第五十九条において「利用停止請求」という。)をすることができる。 (利用停止請求の手續) 第四十条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)
---	--

の期間を定めて、その補正を求めることができる。 4―6 (略) (適用除外) 第五十八条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第五節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第五十九条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	
--	--

に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 4―6 (略) (適用除外) 第五十八条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四章(第五節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第五十九条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	
--	--

(大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第三条 大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(定義) 第二条 (略) 2―9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。第十三条第五項において「番号利用法」という。)第二条第九項に規定する特定個人情報という。 11―13 (略) (利用及び提供の制限) 第十三条 (略) 2―4 (略) 5 (略)			(定義) 第二条 (略) 2―9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。第十三条第五項において「番号利用法」という。)第二条第八項に規定する特定個人情報という。 11―13 (略) (利用及び提供の制限) 第十三条 (略) 2―4 (略) 5 (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三十九	又は第十三条第	第十三条第五項	第三十九	又は第十三条第	第十三条第五項
条第一項	一項及び第二項	の規定により読み替えて適用する	条第一項	一項及び第二項	の規定により読み替えて適用する
第一号	の規定に違反して利用されている	同条第一項及び	第一号	の規定に違反して利用されている	同条第一項及び

	るとき	び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第二十条第十項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき		るとき	び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第二十条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第四条 大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第六十三条 職員若しくは職員であつた者、第十条第二項若しくは第十六条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰	(罰則) 第六十三条 職員若しくは職員であつた者、第十条第二項若しくは第十六条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰

罰金に処する。 第六十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第六十五条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	金に処する。 第六十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第六十五条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は令和七年四月一日から、第一条及び第四条の規定は令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 第一条及び第四条の規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 第一条及び第四条の規定の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。